

文部科学大臣 高木 義明 様

2011年6月7日
日本共産党栃木県委員会
委員長 小林 年治
県政対策委員長 野村 せつ子
日本共産党北部地区委員会
委員長 楨 昌三

校庭・園庭等の放射能汚染除去対策に関する申し入れ

文科省は学校等で児童生徒がうける放射線量について、年間1m s v以下をめざす方針を示し、福島県の校庭・園庭の表土の入れ替えなどの対策に財政的支援を行うことを表明しました。

栃木県は独自に5月13日～19日にかけて県内1,266の教育施設の空間放射線量を調査し、その結果、県北部の那須地域で最大値毎時1.62μ s vを観測しました。那須町、那須塩原市の31施設（小学校14校、中学校4校、県立高校2校、私立中学校1校、私立高校1校、幼稚園3園、保育園6園）で国が示した基準の1μ s vを超えました。このような調査自体、本来は国主導でおこなうべきであり、汚染除去にたいする財政支援も福島県と同様の措置が講じられて当然です。

また県の観測方法は、中・高は校庭から1メートル、小学校以下は50センチの空間であり、父母や関係者からは土壌表面の線量をはかること、学外に設置された学童保育所等でも調査を求める声が寄せられています。そうした調査をおこなう場合、人員、費用など当該自治体には新たな負担となります。ついては下記のとおり、国の対策を求めます。

記

1. 福島県以外の自治体でも基準値を超えた校庭・園庭等の表土の入れ替えなどの対策に国として財政支援を行うこと。
2. 校庭空間だけでなく、土壌表面の線量を測定し、基準を超えた場合、同様の対策への財政支援を行うこと。
3. 児童生徒が利用するあらゆる施設（学童保育所、児童館、福祉施設）でも放射線量調査を実施し、同様の対策を講じること。
4. 自治体が独自におこなう教育施設の放射線量測定費用に財政支援を行うこと。

以上

厚生労働大臣 細川 律夫様

2011年6月7日

日本共産党栃木県委員会

委員長 小林 年治

県政対策委員長 野村せつ子

日本共産党北部地区委員会

委員長 槇 昌三

校庭・園庭の放射能汚染除去対策に関する申し入れ

文科省は学校等で児童生徒がうける放射線量について、年間1m s v以下をめざす方針を示し、福島県の校庭・園庭の表土の入れ替えなどの対策に財政的支援を行うことを表明しました。

栃木県は独自に5月13日～19日にかけて県内1,266の教育施設の空間放射線量を調査し、その結果、県北部の那須地域で最大値毎時1.62 μ s vを観測しました。那須町、那須塩原市の31施設（小学校14校、中学校4校、県立高校2校、私立中学校1校、私立高校1校、幼稚園3園、保育園6園）で国が示した基準の1 μ s vを超えました。このような調査自体、本来は国主導でおこなうべきであり、汚染除去にたいする財政支援も福島県と同様の措置が講じられて当然です。

また県の観測方法は、中・高は校庭から1メートル、小学校以下は50センチの空間であり、父母や関係者からは土壌表面の線量をはかること、学外に設置された学童保育所等でも調査を求める声が寄せられています。そうした調査をおこなう場合、人員、費用など当該自治体には新たな負担となります。ついては下記のとおり、国の対策を求めます。

記

1. 福島県以外の自治体でも基準値を超えた校庭・園庭等の表土の入れ替えなどの対策に国として財政支援を行うこと。
2. 校庭空間だけでなく、土壌表面の線量を測定し、基準を超えた場合、同様の対策への財政支援を行うこと。
3. 児童生徒が利用するあらゆる施設（学童保育所、児童館、福祉施設）でも放射線量調査を実施し、同様の対策を講じること。
4. 自治体が独自におこなう児童施設の放射線量測定費用に財政支援を行うこと。

以上